

運動・スポーツガイドライン(仮称)策定 に向けた有識者会議

我が国の運動・身体活動・運動の現状と課題

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
健康増進研究部 宮地 元彦

身体活動・運動の分類と定義(私案)

身体活動

エネルギー消費の増加を伴う全ての活動

生活活動

日常生活を営む上で必要な労働や家事に伴う活動
買い物、犬の散歩、通勤、床掃除、
庭掃除、洗車、荷物運搬、階段昇降、雪かきなど



余暇身体活動

余暇時間に行われる活動
散歩、ガーデニング、踊り、遊び、など



運動

目的を持って計画的に行われ
る活動
トレーニング、フィットネスなど



体育

身体運動を媒介
として人間形成
をめざす教育的
な営み

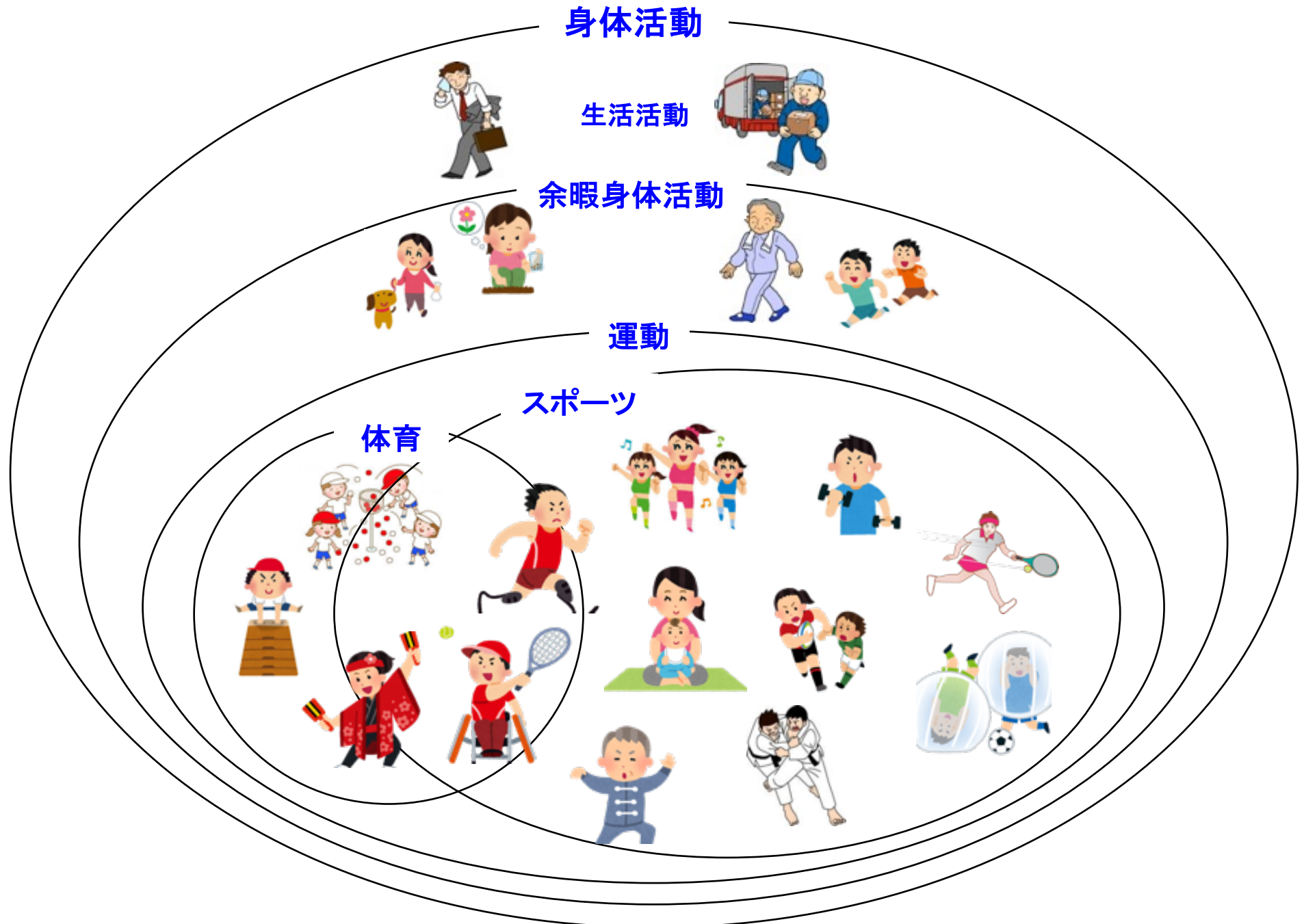


スポーツ

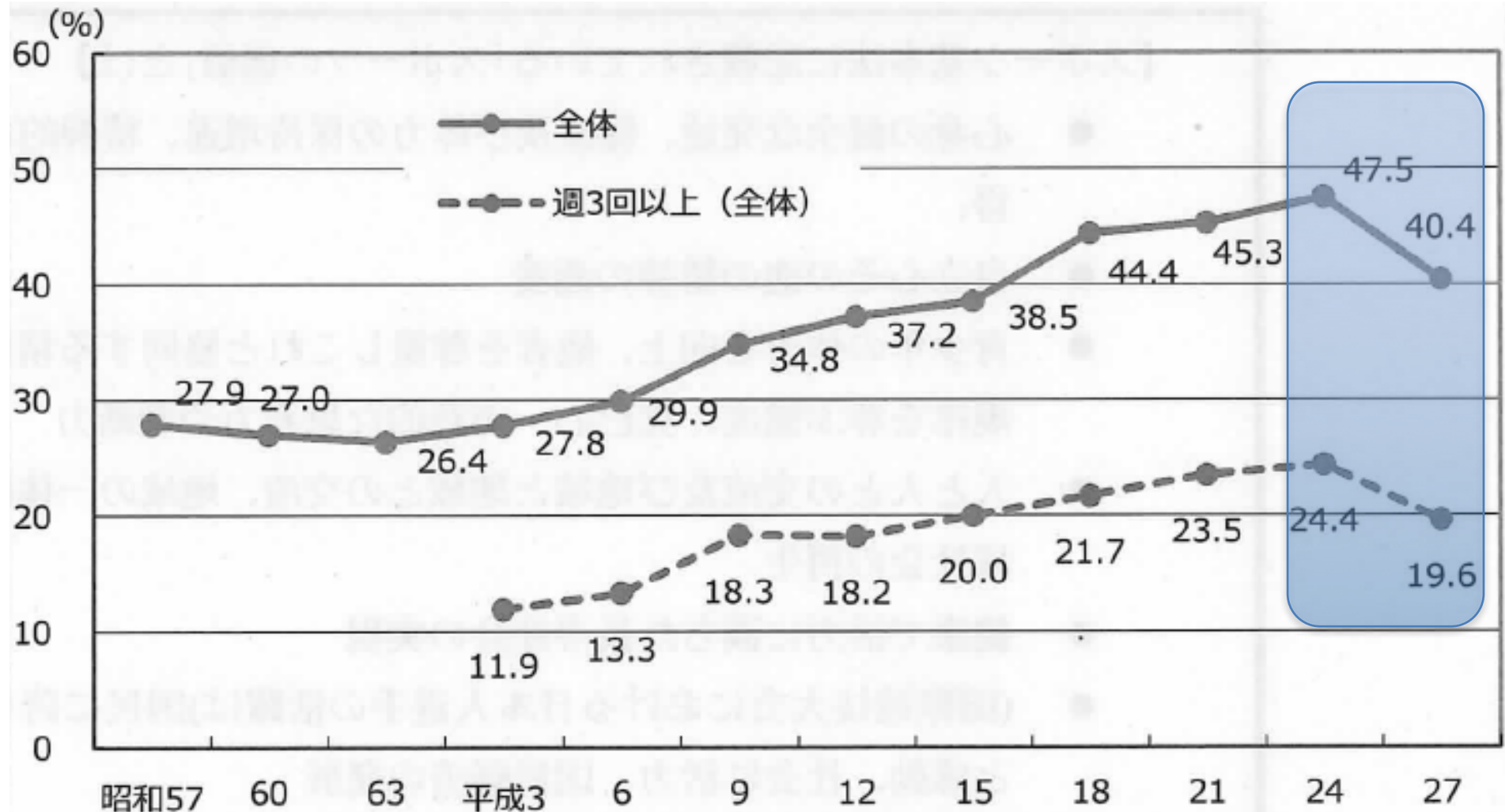
ルールに則って営ま
れる、遊戯・競争・肉
体鍛錬の要素を含
む活動



身体活動・運動の分類と定義(私案)



我が国の運動・スポーツの実施状況



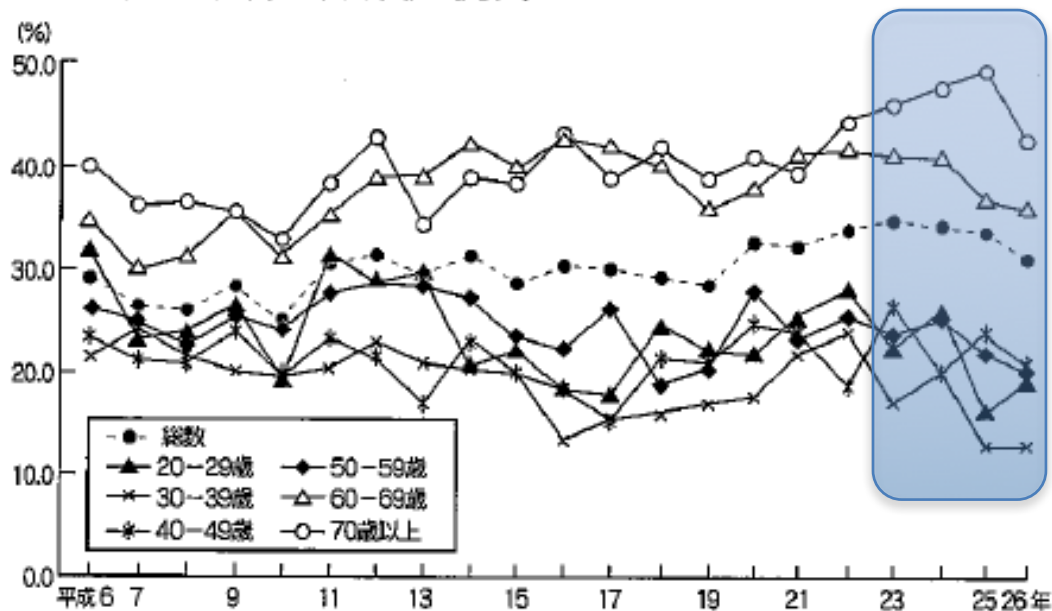
(出典)「体力・スポーツに関する世論調査(平成24年度まで)」

及び「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査(平成27年度)」に基づく文部科学省推計

スポーツ基本計画の政策目標:週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度)、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度)となることを目標とする。

我が国の運動習慣者の割合の状況

●運動習慣者の割合の年次推移（男性）



健康日本21(第2次):運動習慣者の割合の増加(1回30分以上、週2回以上の運動を1年以上継続)

20歳～64歳

男性 26.3%⇒**36%**

女性 22.9%⇒**33%**

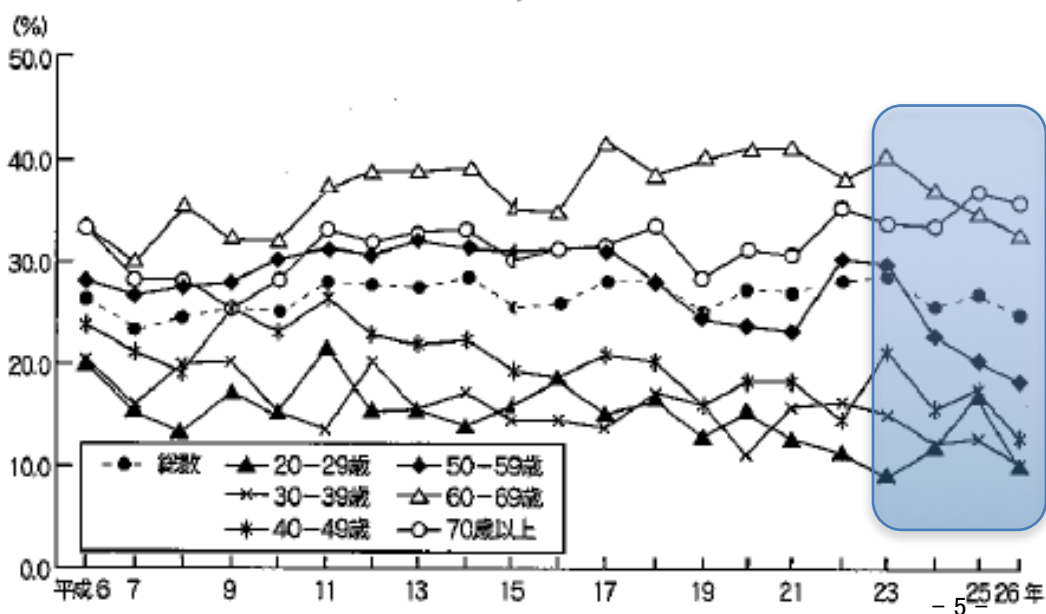
65歳以上

男性 47.6%⇒**男性58%**

女性 37.6%⇒**女性48%**

(平成22年⇒平成34年)

●運動習慣者の割合の年次推移（女性）

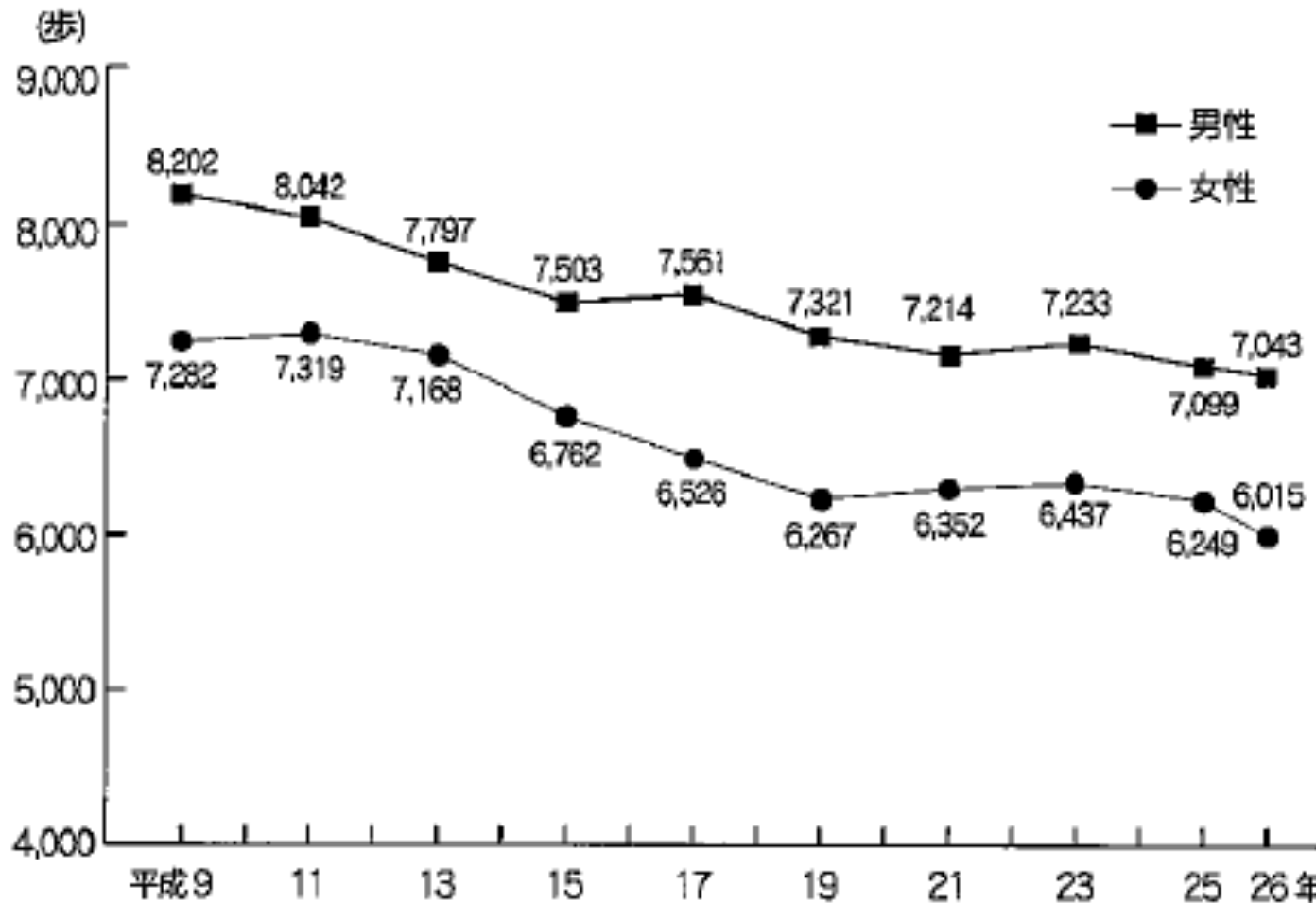


(出典)

厚生労働省「国民健康・栄養調査」

我が国の身体活動(歩数)の現状

●1日の平均歩数の年次推移



注1) 平成14年までは15歳以上の平均値, 平成15年以降は20歳以上の平均値である。

注2) 平成24年は全国補正值である。

(出典) 厚生労働省「国民健康・栄養調査」

健康日本21(第2次):日常生活における歩数の増加

20歳~64歳
男性7,841歩
女性6,883歩



男性9,000歩
女性8,500歩

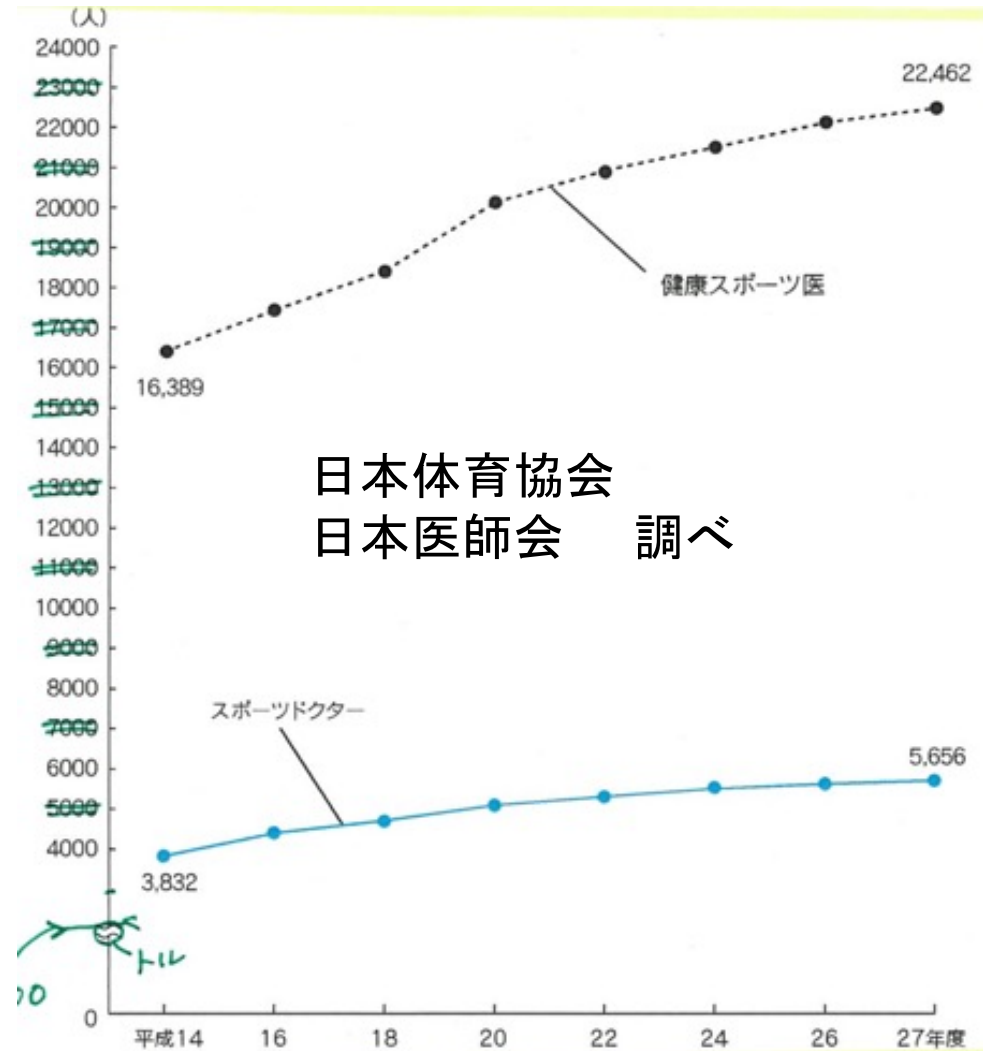
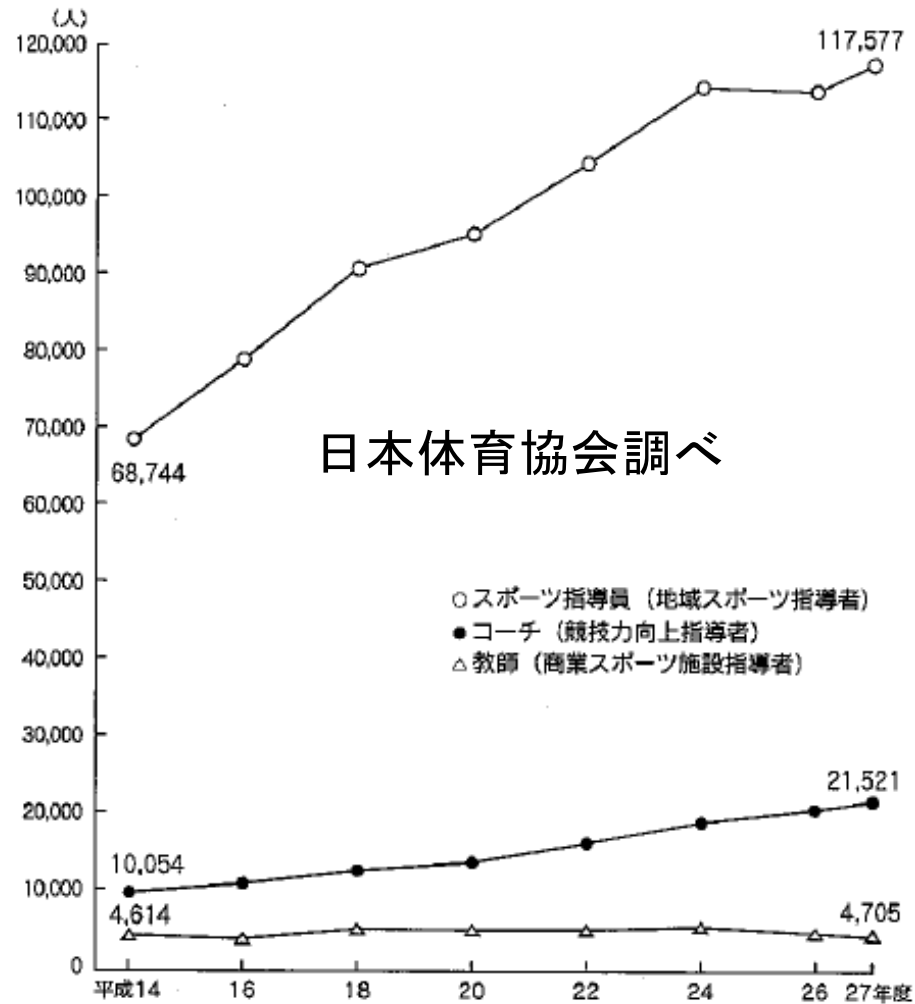


65歳以上
男性5,628歩
女性4,584歩

男性7,000歩
女性6,000歩

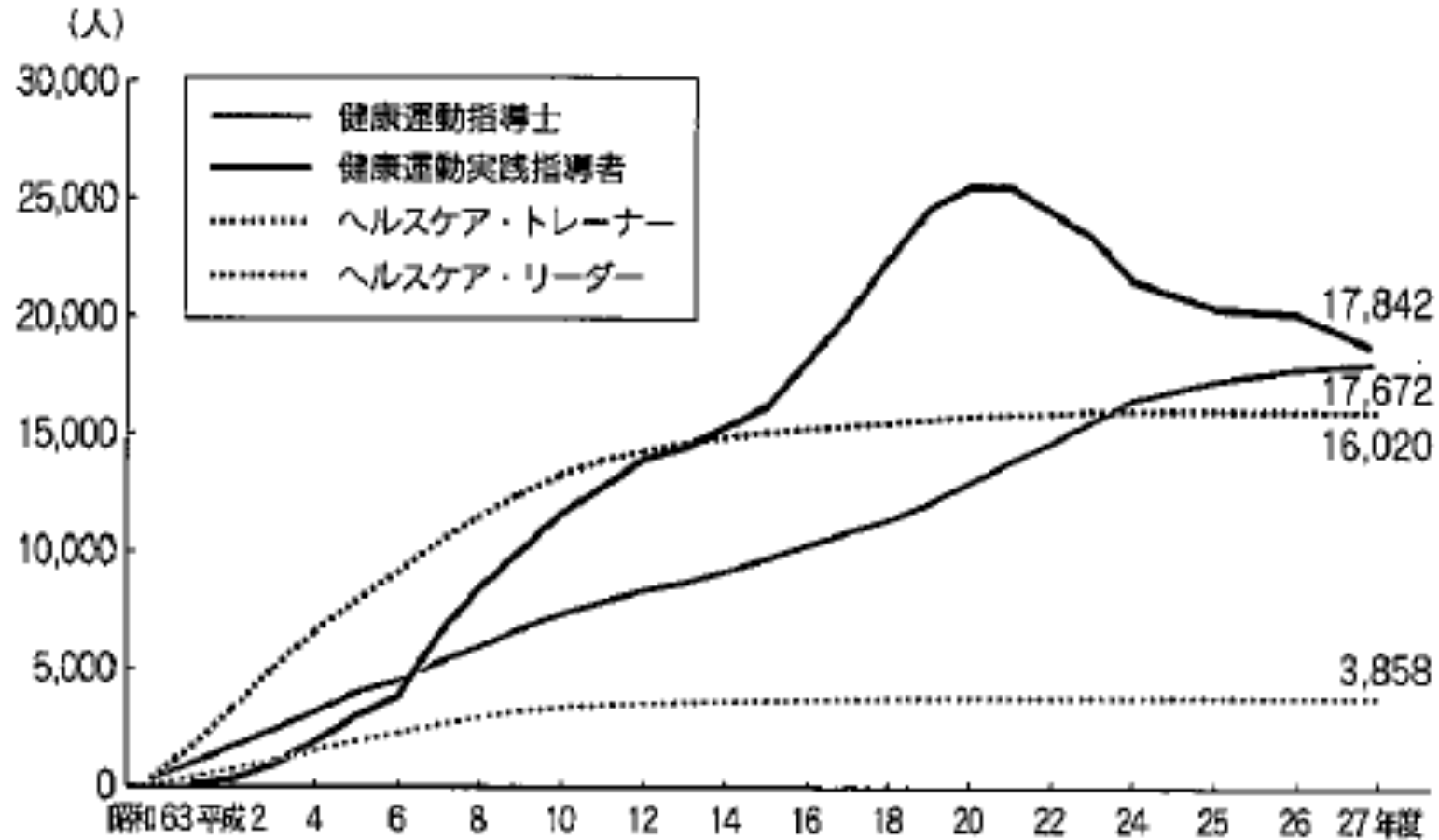
我が国のスポーツおよび健康・体カづくり指導者の現状

●公認スポーツ指導者登録状況



スポーツ基本計画の政策目標:3(2)地域のスポーツ指導者等の充実、4(2)スポーツ指導者及び審判員等の養成

我が国のスポーツおよび健康・体力づくり指導者の現状



平成25年6月

資料：(公財)健康・体力づくり事業財団，中央労働災害防止協会調べ

健康日本21(第2次)：住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加、17都道府県 (H24)⇒29都道府県 (H26)⇒**47都道府県** (H34)

我が国の子どもの身体活動の現状

The 2016 Japan Report Card on Physical Activity for Children and Youth



身体活動、健康行動 および健康関連指標

1 日常生活全般の身体活動量



15歳未満の子供の身体活動量に関する、国を代表するデータは見られない。厚生労働省「国民健康・栄養調査」における15歳以上の者の歩数をみると、長期的にみて、15~19歳の男性はこの数年の減少が著しい。女性は、やや減少した後、おおむね横ばいで推移している。2012年以降、歩数のデータは報告されていない。

INC

2 組織化されたスポーツへの参加



スポーツ庁の「体力・運動能力調査」(2015)によると、6歳から17歳までの男女の組織化されたスポーツへの参加率は、27-92%であった。笹川スポーツ財団(SSF)の「子どものスポーツライフ・データ2015」による4-5歳のスポーツ系の習い事の参加率は、29%であった。

C 41-40%

3 活動的な遊び



子供の活動的な遊びに関する、国を代表するデータはない。国による外遊び時間の推奨値は示されていない。

INC

4 活動的な移動手段



SSFの「子どものスポーツライフ・データ2015」による4-5歳の徒歩通園の割合は、28%であった。また、「青少年のスポーツライフ・データ2015」において、徒歩又は自転車通勤している割合は、6-11歳が93%、12-14歳が88%、15-18歳が68%であった。

B 61-40%



5 活動的な移動手段



スポーツ庁の「体力・運動能力、運動習慣等調査」(2015)によると、ふだんの平日一日のテレビ、ビデオ・DVDの視聴時間(テレビゲームを除く)は、小学校5年生と中学生2年生の男女の71-76%が1時間以上であった。また、テレビゲーム(コンピューター、携帯型のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームを含む)は、30-66%であった。SSFの「子どものスポーツライフ・データ2015」の調査による4-5歳のスクリーンタイム(テレビ等の視聴・PC等の使用時間)は、31%が2時間以上であった。

C 41-40%

6 体力



スポーツ庁による「体力・運動能力調査」では、性・年齢別に5段階の総合評価基準(A-E)が示されている。2015年度において総合評価がAまたはBであった6歳から17歳までの男女は、42-67%であった。1980年代の結果と比較すると、依然低い水準にある。

C 41-40%

7 体型



文部科学省による「学校保健統計調査」(2015)では、性別・年齢別・身長別標準体重を求め、肥満度が20%以上の者であったのは、5-17歳の男女の2.24-11.34%であった。1980年代の結果と比較すると、以前として高い。一方、肥満度・20%の瘦身の男女は、0.40-4.33%であった。

A 61-100%

身体活動 および健康関連要因

8 家族および仲間の影響



国民健康・栄養調査(2014)によると、20-64歳における成人男女の歩数は、男性7,860歩/日、女性6,794歩/日であった。BMI(body mass index)が25kg/m²以上の成人肥満者の割合は、男性が29%、女性が21%であった。また、1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している者の割合者は、各々31%と25%であった。

スポーツ庁の「体力・運動能力、運動習慣等調査」

9 学校



(2015)によると、小学校5年生と中学生2年生の男女が家の人と一緒に、運動やスポーツを週に1回以上する割合は、7-36%であった。笹川スポーツ財団の「子どものスポーツライフ・データ2015」の調査による4-5歳では、「よくしている」あるいは「時々している」割合が72%であった。

D 21-40%

小学校から高等学校では、文部科学省による学習指導要領により、体育の授業の内容や授業時数が決められている。また、就学前児童についても、文部科学省による幼稚園教育要領、厚生労働省による保育所保育指針および内閣府による幼保連携型認定こども園、教育・保育要領により、保育の中で、身体を動かす事が示されている。しかし、就学前施設および小学校では、運動遊びや体育において、体育専門の保育者や専科教員による保育や授業が実施されていない。また、小学校では、体育のみ教科書が無い。

B 61-80%

10 地域社会と構築環境



厚生労働省による健康日本21(第2次)において、住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数は、17/47都道府県(2012)であることが報告されている。SSFの「子どものスポーツライフ・データ2015」の調査によると4-9歳の保護者が、自宅周辺で、外であそんだり、運動・スポーツをしたりする環境として安全であると認知している割合は、48%であった。

D 21-40%

11 政府戦略と投資



スポーツ基本法、健康増進法、学校給食法といった複数の法令が整備されている。更に、戦略・施策としても、スポーツ基本計画、健康日本21(第2次)などがある。しかしながら、日常の身体活動に関する指針は、幼児、成人および高齢者を対象に身体活動指針が策定されているものの、6~17歳の子供および青少年については、国の指針は策定されていない。

B 61-80%

日本の子供・青少年の身体活動に関する報告2016

我が国における幼少期の教育・成育環境は十分か？

- 体育の教科書は小学校教科書目録に登載されていない。
- 図画工作や音楽で置かれている専科教諭も置かれていない。
- 他の教科との比較において授業の質が十分に保証されていると言いき難い。

空間：公園・緑地等の一人当たりの面積

- ロンドンは26.9m²／人
- ニューヨークは18.6m²／人
- 東京23区では4.5m²／人
- 全国平均で11.3m²／人

国土交通省都市局公園緑地・景観課平成23年度末種別毎都市公園等整備現況

施設：運動・スポーツ施設の数

- 昭和60年に全国で292,117施設
- 平成20年には222,533施設（3/4に減少）

文部科学省スポーツ・青少年局生涯スポーツ課. 1969-2008. 体育・スポーツ施設現況調査の概要

WHO: 健康のための身体活動の国際推奨



Global Recommendations on Physical Activity for Health

週あたり150分の中強度身体活動
あるいは週あたり75分の高強度身体活動
⇒ 我が国の身体活動基準の1/3

より大きな健康利益を得るために
週あたり300分の中強度身体活動
あるいは週あたり150分の高強度身体活動
⇒ 我が国の身体活動基準の2/3

しかしー

“それぞれの国や地域の身体活動の現状に応じて、
身体活動の推奨量が定められるべきである”

”エビデンスに基づき策定されることが重要であるが、
より多くの人々が実践可能な推奨量であるべきである”

健康づくりのための身体活動指針 アクティブガイド(厚生労働省)

**プラス・テン
+10から始めよう!**

今より10分多くからだを動かすだけで、健康寿命をのばせます。あなたも+10で、健康を手に入れてください。

18歳～64歳
元気にからだを動かしましょう。
1日60分!

**プラス・テン
+10で
目指そう!**

筋力トレーニングやスポーツなどが含まれると、なお効果的です!

65歳以上
じっとしていないで、
1日40分!

**プラス・テン
+10から始めよう!**

健康のための一歩を踏み出そう!

1 **気づく!**
からだを動かす機会や環境は、身の回りにたくさんあります。それが「いつものこと」「どこのかた」。ご自身の生活や環境を振り返ってみましょう。

2 **始める!**
今より少しでも長く、少しでも元気にからだを動かすことが健康への第一歩です。+10から始めましょう。

3 **達成する!**
目標は、1日合計90分、元気にからだを動かすことです。運動の方は、1日合計40分が目指す。これらを通じて、体力アップを目指しましょう。

4 **つながる!**
一人でも多くの家族や仲間と+10を共有しましょう。一緒に行動すると、楽しみや喜びが一層増します。

前日をアクティブに振り返るために
このすればOK

地域で

- 家の近くに、散歩に適した歩道やサイクリングを楽しむ自転車レーンはありませんか?
- 家の近くの公園や運動施設を見つけて、利用しましょう。
- 地域のスポーツイベントに積極的に参加しましょう。
- ウィンドウショッピングなどに出かけて、楽しみながらからだを動かしましょう。

職場で

- 自転車や徒歩で通勤してみませんか?
- 職場環境を見直しましょう。からだを動かしやすい環境ですか?
- 健康や保健指導をきっかけに、からだを動かしましょう。

人々に

- 休日は、家族や友人と外出を楽しんでみては?
- 困ったことや知りたいことがあったら、市町村の健康増進センターや保健所に相談しましょう。
- 電話やメールだけでなく、顔を合わせたコミュニケーションを心がけると自然にからだも動きます。

1. ファクトとエビデンスに基づく⇒システマティックレビュー・メタ解析による研究知見と、国民健康・栄養調査による国民の現状に基づく
2. わかりやすくみんなが取り組める指標⇒+10のような標語、国民の61%が実施できる目標の設定
3. 行動変容理論やソーシャル・キャピタルの考え方を具体化して活用
4. 環境整備やステークホルダーの取り組みの重要性

エビデンスとファクトに基づいたガイドラインや規範

健康のための身体活動に関する国際推奨(WHO)

http://www.who.int/dietphysicalactivity/factsheet_recommendations/en/

健康づくりのための身体活動基準2013、アクティブガイド(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002xple.html>

幼児期運動指針(文部科学省)

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/undousisin/1319192.htm



我が国のガイドラインはインクルーシブ(包括的な、みんなの)とは言えない。



エビデンスやファクトに乏しく、普及・啓発も不十分である。



新しい**みんなの身体活動・運動**のあり方をみんなで考え、実践する時

体育・身体活動・運動に関する国際憲章(UNESCO)

<http://unesdoc.unesco.org/images/0023/002305/230547E.pdf>

ユネスコの国際憲章制定のプロセス

第1回体育・スポーツ担当大臣等国際会議(MINEPS1): 1976年

第1回体育・スポーツ政府間委員会(CIGEPS): 1978年

体育・スポーツに関する国際憲章: 1978年11月



MINEPS2~4+CIGEPS2~4: 1988年~2004年

アンチ・ドーピングに関する国際条約: 2005年



第5回体育・スポーツ担当大臣等国際会議(MINEPS5): 2013年

ベルリン宣言: 1978年憲章は現状に合わず見直しが必要



第5回体育・スポーツ政府間委員会(CIGEPS5): 2013年~

体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章: 2015年11月

新国際憲章の概要

- **第1条 基本的権利**
- **第2条 幅広い恩恵**
- **第3条 全ての関係者の参画**
- **第4条 動機づけ**
- **第5条 持続可能性**
- **第6条 研究・科学的根拠・評価**
- **第7条 有資格者による指導**
- **第8条 適切で安全な場所、施設、器具**
- **第9条 安全性及びリスク管理**
- **第10条 高潔性と倫理的価値**
- **第11条 開発、平和などの実現**
- **第12条 国際協力**

まとめ

本日の論点

1. 運動・スポーツ・身体活動の意味・定義
2. 我が国の運動・身体活動の現状や指導者・環境整備の現状
3. ユネスコの新しい「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章

課題

- 運動習慣・身体活動を阻害（促進）する我が国における要因は何か？
- するスポーツに加えて見るスポーツの現状や意義は？
- ユネスコの国際憲章の精神は我が国でどの程度実現されているか？